内 部 監 査 事 例 集

（安全衛生に関する監査）



監　査　室

平成３１年４月２４日

目　　次

１.「安全衛生に関する監査」について
（１）監査の概要・・・

１.「安全衛生に関する監査」について

（１）監査の概要

「安全衛生に関する監査」は、「平成２９年度内部監査基本計画書」に基づき、平成２９年１０月２５日から平成２９年１１月２９日の期間に実施した内部監査です。

本学は、平成１６年４月の国立大学法人化に伴い、「労働安全衛生法」適用事業場となり、より一層厳格な安全衛生管理が必要とされ、国立大学法人として大学全体が組織的に安全衛生管理に取り組む仕組み作りとその遂行が求められるようになりました。

本学における安全衛生管理については、労働安全衛生法等の各種法令並びに「国立大学法人東北大学安全衛生管理規程」（以下「安全衛生管理規程」という。）等の学内規程、「安全衛生管理指針」及び各種通知等に基づき遂行してきたところです。

平成２３年度に「安全管理に関する監査」を実施していますが、平成２６年度に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が公布され、本学の取り扱いの一部が変更となったことから、改めて監査を実施しました。

【監査項目】

（１）安全衛生管理の責任体制に関する事項
（２）安全衛生教育に関する事項
（３）労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成２６年法律第８２号）に伴う対応事項
（４）その他（健康診断、禁煙に関する事項を含む）

（2）用語の整理

□ **全学安全衛生総括管理者**　*（安全衛生管理規程第７条）*

理事または副学長のうちから総長が安全担当として指名する者。本学における安全衛生管理の業務を総括する。

□ **総括安全衛生管理者等**　*（安全衛生管理規程第８条、安全衛生管理指針第２章2.1）*

本学の安全管理の基本方針を策定するのは全学安全衛生総括管理者であるが、実際の安全管理業務は事業場単位で行われ、その責任者は、事業場を代表する各研究科長等の事業場長（=総括安全衛生管理者等）である。

□ **安全・衛生管理者***（安全衛生管理規程第９条）*

総括安全衛生管理者等を補佐し、職場の自主的活動を助長し、主として安全及び衛生に関する技術的事項を管理するほか、次に掲げる業務を行う者。

・健康に異常のある者の発見及び処置に関すること。
・作業環境の衛生上の調査に関すること。
・作業条件、施設等の衛生上の改善に関すること。
・労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること。
・衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に関すること。
・職員の負傷及び疾病それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成に関すること。
・衛生日誌の記載等職務上の記録の整備に関すること。
・職員の安全管理に必要な事項に関すること。
・上記の他、安全及び衛生に関すること。

□ **作業主任者***（安全衛生管理規程第１３条）*

法令で定める資格を有する者のうちから、総括安全衛生管理者等が選任し、総括安全衛生管理者等の指示を受け、法令で定める職務を行う者。総括安全衛生管理者等は、作業主任者を選任したときには、総長に報告しなければならない。

□ **安全衛生委員会***（安全衛生管理指針第２章2.2(5)）*

総括安全衛生管理者等は、労働安全衛生法に則り、月に１回以上、安全衛生委員会を開催し、事業場の安全衛生に関する事項を調査審議し、委員会の開催の都度、遅滞なく議事の概要を職員等に周知しなければならない。

□ **安全衛生教育***（安全衛生管理指針第３章）*

新たに事業場に配属された職員等は、当該事業場において、業務を開始する前に安全衛生理指針に従い安全衛生教育を受けなければならない。

２．事例等の紹介

（１）留意事項

・以下では、平成２９年度に実施した「安全衛生に関する監査」において見受けられた事例等を紹介しています。内容については、法令及び学内規程等を参考にして、監査室において判断しています。

・本事例集は、学内の状況を基に作成したものであることから、「取扱注意」及び「学外持出不可」とし、ＷＥＢ上では学内限定とさせていただきます。

・本事例集の内容に関するお問い合わせは、監査室までお願いします。



（２）注意すべき事項

１）安全・衛生管理者の巡視について

安全・衛生管理者は、少なくとも毎週１回作業場等を巡視しなければならないが、巡視を行っていない週があった。

解　　説

労働安全衛生規則第 11 条及び安全衛生管理規程第 23 条により、安全・衛生管理者は、少なくとも毎週１回作業場等の巡視を行うことが義務づけられています。

日々の業務を優先するあまり安全衛生管理がおろそかになってしまうと、労働災害が発生するリスクが高まりますが、安全・衛生管理者が作業場等の巡視を定期的に行うことで、労働環境を把握し、必要な場合に必要な改善策を講じることができます。

また、安全衛生管理規程第９条において、安全・衛生管理者の行う業務として、衛生日誌の記載等職務上の記録の整備に関することが規定されています。

安全・衛生管理者の巡視が適切に行われたことを示すため、巡視を実施した際は、巡視記録を作成する必要があります。

２）安全衛生委員会について

安全衛生委員会は、毎月１回以上開催するようにしなければならないが、安全衛生委員会を開催していない月があった。

解　　説

労働安全衛生規則第23条及び安全衛生管理指針第２章２.２⑸により、総括安全衛生管理者等は、月に1回以上、安全衛生委員会を開催することが義務づけられています。

各種法令に規定のあるとおり、労働災害防止の取り組みは、組織全体で行う必要があります。また、安全衛生管理の責任体制の不備による事故が発生した際、本学が負うリスクが多大なものとなることが想定されます。

そのため、定期に開催される安全衛生委員会において、労働災害を防止するための基本となるべき対策（労働災害の原因及び再発防止対策等）の重要事項について、十分な調査審議を行うことが必要です。

また、安全衛生委員会の開催の都度、以下のいずれかの方法により、職員等に対し遅滞なく議事の概要を周知しなければなりません。

・常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
・書面を職員等に交付すること。
・磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、
　各作業場に当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

３）作業主任者の選任について

事業場で作業主任者を選任したときは、総長に報告しなければならないが、報告を行っていなかった。

解　　説

安全衛生管理規程第 13 条により、総括安全衛生管理者等は、事業場で作業主任者を選任したときは、総長に報告することが義務付けられています。

なお、作業主任者の選任の報告は、学内規程のみによって規定されている事項であり、監督官庁への届出義務はありません。しかしながら、学内規程の遵守のため、作業場で作業主任者を選任したときは、総長への報告が必要です。

４）安全衛生教育記録について

職員を雇用した場合や職員の従事する業務の内容を変更した場合等においては、当該職員に対し安全衛生に関する必要な教育を行い、安全衛生教育記録を作成しなければならないが、安全衛生教育記録を作成していなかった。

解　説

労働安全衛生法では、労働者が業務に従事する場合の労働災害の防止をはかるため、事業者の責任において安全衛生教育を実施することが義務付けされています。

安全衛生教育を行うときとして、「労働者を雇い入れたとき」、「作業を変更したとき」、「危険または有害な業務に就かせるとき（特別教育）」などがあります。

本学においても、「安全衛生管理規程」において安全衛生教育を定め、また、「安全衛生管理指針」において、職員等は安全衛生教育記録により、「安全衛生教育が適切に行われた」旨の事業場長又は教育責任者の承認を得ることとされています。安全衛生教育記録の具備により、対外的にも安全衛生教育を実施したことを証明できることになります。

過去に全国で発生した労働災害では、労働者に危険有害性に関する知識や対応する技能があれば、災害を防止できたと考えられるケースが多数認められていることから、適切に対応する必要があります。

（３）部局独自の取り組み

部局独自の取り組み事例を、２点ご紹介します。今後の安全衛生に関する業務実施にあたって、ご参考としていただければと思います。

１）安全衛生に関する活動のPDCAサイクルの確立

安全衛生に関する活動方針及び活動計画を定めて安全衛生活動を実施し、実施後は活動報告書を作成していた。
また、活動報告書を基に次年度の活動方針等を策定しており、安全衛生に関する活動の PDCA サイクルが確立されていた。

解　説

当該部局において、活動方針及び活動計画は、前年度末の安全衛生委員会で付議し承認を受けており、その際、前年度分の活動報告書も資料として配布されていました。また、活動方針についてはポスターを作成し、事業場内で掲示することで「見える化」を図っていました。

このことについては、活動方針や活動計画の策定にとどまらず、活動の実施状況を振り返り、次年度の方針や計画に活かすことで、PDCAサイクルが実行され、継続的な業務改善が図られている点で、優れた取り組みと思われます。

２）ハザードマップの作成

部局独自のハザードマップを作成していた。

解　説

当該部局においては、独自のハザードマップを作成していました。
ハザードマップの作成は、事故の回避や事故発生時の円滑な対応、被害の拡大防止につながると考えられる点で、優れた取り組みと思われます。

（４）その他（情報提供）

「安全衛生に関する監査」における監査項目の一つとして、「産業医による作業場等の巡視の実施状況」について確認しています。

産業医の巡視については、厚生労働省（労働基準局）が開催した「産業医制度の在り方に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則が一部改正され、平成 29 年６月１日に施行されました。

この改正により、事業者から産業医に所定の情報※が毎月提供される場合には、産業医の作業場等の巡視の頻度を、「毎月１回以上」から「２か月に１回以上」にすることが可能（巡視の頻度の変更には、事業者の同意が必要）となりました。

※ 所定の情報とは

○ 衛生管理者が少なくとも毎週１回行う作業場等の巡視の結果

○ 上記に掲げるもののほか、安全衛生委員会等の調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

○ 時間外・休日労働が月 100 時間を超えた労働者の労働時間に関する情報（労働安全衛生規則第 52 条の２）

近年、過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルス対策等が事業場における重要な課題となっており、産業医のより効率的かつ効果的な職務の実施が求められています。そのような中、産業医が必要な措置を講じるための情報収集にあたり、「職場巡視」と「それ以外の手段」を組み合わせることも有効と考えられることから、上記の法令改正が行われました。

法令改正を踏まえ、本学においても取り扱いを検討した結果、安全衛生管理規程第 23 条第２項が法令と同じ基準に改正され、平成 30 年４月１日より施行されています。

産業構造や産業課題が変化していく中、法令改正といった世の中の動きに注目しつつ、本事例集を安全衛生に関する業務にご活用いただければ幸いです。

参考：産業医制度の在り方に関する検討会報告書（平成 28 年 12 月）

【東北大学監査室】
TEL：022-217-5680
E-mail：kansa@grp.tohoku.ac.jp